

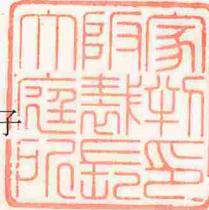
大阪家裁総第 512 号

令和 3 年 6 月 18 日

山 中 理 司 様

大阪家庭裁判所長 森

純 子



司法行政文書開示通知書

4 月 30 日付け（5 月 6 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示（大阪家裁家事部が大阪弁護士会家事法制委員会との間で行った意見交換の内容が書いてある文書（令和 2 年度分））について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「懇談事項説明・回答」と題する文書（片面で 9 枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話 06 (6943) 5432

## 懇談事項説明・回答

### 1 調停の運営について（裁判所提案）

#### (1) 大阪家裁本庁における調停期日の3枠制について

大阪家庭裁判所本庁では、令和2年11月から、1期日当たりの時間を最大80分とした上で、調停期日の時間枠を、午前10時～11時20分、午後1時20分～2時40分及び午後3時～4時20分とする運用（以下「1日3枠制」という。）を開始した。

新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の影響や、拡大防止策としてのいわゆる3密防止の観点などを総合的に考慮し、調停事件1件当たりに充てる時間を短くして換気をこまめに行うこと、待合室の密を避けること、事件増によって生じる当事者への司法サービス機能の低下を防ぎ、司法サービスの維持・拡大を図ることなどの観点から、1日3枠制を実施するに至ったものである。

1日3枠制の導入によって、限られた時間で調停を運営する必要性が一層高まることは否定できないところ、より充実したメリハリの効いた調停運営を行うために、「申立書」の記載内容の充実や、(2)の懇談事項にもあるとおり、主張書面・資料の適時適切の提出が、以前に増して重要となるので、この点について一層の御理解・御協力をお願ひしたい。併せて、1日3枠制の実施に当たっては、開始時間や終了時間の厳守も一層求められるため、この点も併せて御理解・御協力いただきたい。

#### (2) 申立時、第1回期日前の書面の提出について

期日時間を80分に短縮したことに伴い、調停期日に口頭で当事者や代理人から聴取する時間が相当短縮された。第1回期日は当事者と調停委員会の信頼関係を築くための重要な期日であるが、調停時間が

短縮されても充実した第1回期日を行い、次回以降の協議に円滑につなげるには、第1回期日前に当事者から、事案の内容や特徴、中心的な争点、当事者双方の経済状態、同居別居の時期、同居家族の状況、子との交流状況など、事案理解に必要となる主立った事実関係や裏付資料を提出していただき、調停委員会が期日に先立ち、事案の概要や時系列、人間関係や利害状況の要点を把握しておくことが特に重要といえる。

以下、第1回期日前に提出いただきたい書面、資料について述べる。

#### 〈申立人側〉

##### ア 家庭裁判所の定型の申立書及び事情説明書

大阪家庭裁判所のホームページに掲載されている定型の書式は、事案把握に必要な最低限の情報がコンパクトに整理され、初期の調停期日を円滑に進めるうえで有効な書式であると考えている。詳細情報は事情説明書の方に記載されるため、申立書だけではなく、必ず事情説明書を同時に提出していただく必要がある。

なお、代理人がパソコンを利用して文書を作成する際の利用しやすさに配慮して、現在、定型書式を改訂中である。新しい書式が完成しホームページに掲載される際には、改めて弁護士会に情報提供したいと考えているので、裁判所の定型書式を積極的に活用していただきたい。

##### イ 申立人の収入資料（夫婦関係調整、婚姻費用分担、養育費につき）

標準算定表を用いる際の年収認定に必要な資料の提出をお願いしたい。また、相手方の収入資料も可能であれば、提出をお願いしたい。

##### ウ 基本的な時系列の整理（1～2枚以内）

別添（離婚事件、面会交流事件のサンプル）のような事案理解に

必要な主立った事実をシンプルに整理した時系列の提出をお願いしたい。

#### エ 家庭裁判所の定型の経済関係の陳述書（家計収支表は除く）

婚姻費用分担、養育費事件を単体で申し立てる場合には、経済関係の陳述書も併せて提出をお願いしたい。この陳述書も、大阪家庭裁判所のホームページに掲載する予定である。

#### 〈相手方側〉

ア 申立書に対する答弁に当たる主張書面

イ 相手方の収入資料

#### (3) 電話会議の利用について

新型コロナウイルスの感染拡大及びこれに伴う緊急事態宣言の発出により、裁判所としても感染防止に努めながら、調停等の業務継続を行うための方策として電話会議の活用を積極的に進めている。

当庁には電話会議システム（トリオフォン）やテレビ会議システムの機器が数台しかないため、コロナ禍後、調停室に多機能電話（ハンズフリーフォン）を導入し、現在では、一部を除き、ほとんどの調停室で使用可能となっている。テレビ会議システム自体は、機器の数が少ないことに加え、外部に接続できず、裁判所間でしか利用できないこともあり、調停や審判で使用することは容易ではない。しかし、電話会議については、多機能電話を導入したこともあり、積極的に活用することを目指している。

従前、必要があつて、電話会議システムを使用する場合、出頭しない当事者は代理人事務所で行うか、最寄りの裁判所に出頭する方法で行ってきた。しかし、現在は、多機能電話の導入によって、電話会議利用の施設面での制約が少なくなり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、必ずしも上記の方法に限定せず、代理人の就いてい

ない当事者本人の自宅からでも電話会議による方法で調停に出席することができるよう取扱いを変更し、一部試行を開始している。

電話会議をどのような場合に利用するかについては、当事者の意見を聞くことが前提であるが、手続上当事者本人の出頭が必要である場合や事件の性質や局面に照らして当事者本人の出頭が必要な場合を除き、広く認めていきたいと考えている（調停の性質上、対面での事情聴取等が必要な場合があると考えている。）。したがって、代理人としても、希望があれば遠慮なく申し出ていただきたい。ただし、最初に説明した施設面での制約から、テレビ会議やトリオフォンを使用する電話会議については、要望に応じられないこともあることは御容赦願いたい。特にテレビ会議システムについては利用できないことがほとんどである。

#### (4) 別室調停及び秘匿希望の申出について

##### ア 別室調停について

新型コロナウイルス感染症対策のため、使用可能な調停室の数が従前の6割弱程度まで減少している。別室調停を行うと同じ時間帯に指定可能な事件数が減少するため、別室調停の件数が多くなれば、合理的な期間内に次回期日を指定することが困難になるおそれがある。また、別室調停では、調停委員の調停室の行き来にも時間を要し、限られた時間内に十分な聴取ができるかという点でも課題がある。

もちろん、別室調停がふさわしい事案もあるので、その際には申し出ていただければ、検討のうえ、必要な対応は取らせていただく。ただ、前記のような課題もあることから、必要性の高い事案に絞つていただくようお願いしたい。また、初回期日は別室対応であっても、手続進行に伴い、通常対応が可能と思われる場合には、その後

の期日から通常対応に変更する場合もあるので、可能な限りご協力いただきたい。

#### イ 秘匿希望の申出について

秘匿希望の申出がある事案については、調停当日に資料の写し等を提出されると、調停委員が担当書記官の確認を経た上で相手方に交付することが必要となり、限られた調停時間を有効に事情聴取に充てることが困難となる。また、代理人が就いていても秘匿希望情報やマイナンバーが記載されたまま、裁判所に資料の写しを提出される事案も散見されている。調停運営の促進及び秘匿情報の管理の観点から、極力、事前提出をお願いしたい。

#### (5) 3 枠制と家裁調査官関与の関係について

新たな調停運営の進行イメージにおいては、子の監護が争点となつた調停事件では、調停の早い段階で期日間を有効に活用した段階的な調査を実施することが予定されており、3 枠制の導入以降、既にこうした調査が発令されている。具体的には、親権で対立している事案の場合、初回期日に子の状況調査が発令され、子の心情や心身の発達状況、親子関係、子を取り巻く環境といった諸点について調査を行い、子に必要とされる監護がどのようなものかを明らかにする。その後、次回期日における当事者双方の主張を踏まえて、更に双方の監護態勢（能力）に関する調査を行うことによって、子の福祉の観点で望ましい合意形成を目指す解決イメージである。これによって、当事者双方が、子を中心とした視点で問題解決を目指すことが期待されている。

こうした新たな調査の趣旨、意義を御理解いただき、協力をお願いしたい。

## 2 新型コロナウイルス感染拡大状況下での家裁の運用について（弁護士会提案）

令和2年4月7日発令の緊急事態宣言下及び再度緊急事態宣言が再発令されたことを踏まえ、その対応として現時点に求められている以上に厳しい出勤や開廷等の抑制が要請されることになった場合における家事事件の審理運営、特に以下の事項についての説明を伺った上で意見交換を行いたい。

- (1) 期日を取り消し、又は変更した事件と維持した事件の切分けについて
  - (2) 調停に代わる審判及び単独調停の活用について
  - (3) 電話（電話会議システムを含む）による調停、テレビ会議システムの活用について
  - (4) WEBツールの活用状況（職員間の連絡も含む）について
  - (5) 緊急事態宣言下における弁護士会への連絡や周知について
- 
- (1), (3), (4)及び(5)について

緊急事態宣言や外出自粛要請が出されている状況においては、当該要請の内容や程度、その時点における感染拡大状況等の諸般の事情を踏まえ、感染の拡大防止の要請と迅速な裁判や早期の権利実現の必要性という要請を当事者の意向も考慮しつつ総合的に勘案して、各裁判体において、期日を取り消すのかどうかを判断することになると考えられる。

本年1月に再発令された緊急事態宣言下においては、大阪家裁では、支部を含め、感染防止対策を徹底した上で、原則として、期日の取消しや変更をすることなく、通常どおりの裁判業務を継続した。

現在のところ、家裁においては、ウェブツールが整備されておらず、ウェブ会議の利用はできないが、審問を書面照会に切り替えたり、電話会

議等を利用したり、家事事件手続法284条の調停に代わる審判（以下「調停に代わる審判」という。）を活用したり、当事者の出頭を求めない柔軟な期日運営に努めている。

なお、電話会議システム、テレビ会議システムの活用の詳細については、先に説明（裁判所提案懇談事項(3)）したとおりである。

おって、緊急事態宣言下等における裁判所の運用については、（高地裁と合わせて）家裁についても、弁護士会に連絡や周知依頼を行っていると承知しており、今後も、状況が変わった場合には、弁護士会に事前に説明させていただくことになると思われる。

## (2)について

相当数の調停委員が登庁できない事態が生じた場合に、単独調停事件として裁判官が処理することで対応していくというは、各裁判官の担当事件の数を考えると、一般的な方策としては現実的なものとは言い難い（もっとも、緊急に処理すべき特段の事情が認められる事件について、担当裁判官が諸事情を考慮した上、電話会議システムを用いるなどして特別に単独調停事件として進めるものも出てくることは想定し得る。）。

一方で、上記事態が生じた場合に、調停に代わる審判を積極的に活用していくことは有効であると思われる。従前の経緯により機が熟していることが確認できる事件については裁判所の側から各当事者に積極的に意向照会をすることもあるうし、そうではないものについても、当事者の側から、期日外での協議で合意に至った旨の報告と併せて調停に代わる審判の要望を出していただければ、他方当事者への意向確認等を経た上でその要望に応えられる場面は多いものと思われる。

現に、1回目の緊急事態宣言以降、調停に代わる審判の数は増加しており、その傾向は遺産分割等の経済事案において顕著である。

基　本　時　系　列（サンプル）

H26.11.8	婚姻
H27.4.5	長男出生
H28.12.6	長女出生
H29.11.30	大阪府●●市内に新居新築（夫名義で住宅ローン）
H30.1 ころ	妻、育児ソイローゼで心療内科受診。その後10か月程度受診。このころ夫は仕事が多忙で、帰宅は連日夜10時以降。
H31.3	子らを保育園に預ける。
H31.4	妻、スーパーでパート勤務を開始
R1.7 以降	夫は、妻の帰宅が遅く、妻と職場男性との交際を疑うようになる。夫は、妻の携帯電話を無断でチェックするようになる。
R1.10.30	夜間に夫婦で大ゲンカになる。夫は妻の顔を殴り、妻は目の下にあざができた。
R1.11.10	妻は子2人を連れ、大阪府▲▲市の実家に帰った。
R2.1.10	妻、保護命令申立て
R2.1.30	保護命令発令（退去命令、接近禁止命令（子2人を含む））
R2.2.5	妻、本件調停申立（離婚、婚姻費用）

基　本　時　系　列（サンプル）

H22.3.8	婚姻
H24.1.23	長男出生
H25.6.6	長女出生
H29.4.27	妻、2子連れて実家に戻り、夫と別居。妻は、夫に対し、最近夫が妻に冷たくなったと不満をもらしていた。
別居から H30.5まで	毎月第1、第3土曜日の午後3時間程度、夫と子2人の面会交流実施。妻実家近くの複合スーパー●●●や公園などで、夫と子2人のみで実施。
H30.6以後	妻は、子2人と夫との面会交流を拒むようになった。妻は理由として、「子らが面会交流を嫌がるようになった。」「子らに習い事をさせたい。」など述べていた。
H30.7	夫、前回面会交流調停申立て
H30.9	前回面会交流調停成立。毎月第2土曜日の午前11時から午後5時まで；開始時・終了時とも京阪▲▲▲駅中央改札口で子らの引渡し。夫子2人のみで実施する、夏休み・冬休み・春休みにはそれぞれ泊付きの交流を追加で行うなどの合意内容。
R2.2以後	妻は、「子らが面会交流を嫌がっている。」「夫が妻以外の女性と交際している。」など言い、子2人と夫との面会交流を再び拒むようになった。
R2.6	夫、履行勧告申立て
R2.8	夫、履行勧告取下げ
R2.9.15	夫、本件面会交流申立て。同日、間接強制申立て